

注視区域及び特別注視区域の指定について

内閣府政策統括官（重要土地担当）

5回目の区域指定について

(法第14条第2項第2号及び第4号)

- ① 5回目の区域指定の考え方及び概要
- ② 5回目の区域指定（変更）の候補
- ③ 今後のスケジュール

5回目の区域指定の考え方及び概要

- 令和4年12月から令和6年4月にかけて、4回の区域指定により、国境離島等及び重要施設（防衛関係施設、海上保安庁の施設、原子力関係施設、空港）の周辺の計583箇所の区域（特別注視区域：148箇所、注視区域：435箇所）を指定。



- 5回目の区域指定については、令和6年に新設等された以下の防衛関係施設の周囲を指定（変更）の候補とする。

防衛関係施設

- 自衛隊施設
 - ①防衛イノベーション科学技術研究所（東京都）
 - ②防府北基地（山口県）

5回目の区域指定（変更）の候補

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
東京都港区、 東京都品川区、 東京都目黒区、 東京都世田谷区、 東京都渋谷区	衛生学校、 <u>防衛イノベーション科学技術研究所</u> 、 <u>艦艇装備研究所</u> 、 <u>ニューサンノー米軍センター</u>	防衛に関連する研究（自衛隊）【衛生学校】 <u>装備品研究開発等（自衛隊）【防衛イノベーション 科学技術研究所】</u> 装備品研究開発等（自衛隊）【艦艇装備研究所】 活動拠点（米軍）【ニューサンノー米軍センター】
山口県防府市	<u>防府北基地</u> 、 <u>防府送信所</u>	警戒監視・情報機能（自衛隊）【防府北基地】 機能支援（自衛隊）【防府送信所】 ※防府北基地が、特別注視区域の指定事由
山口県防府市	防府送信所	機能支援（自衛隊）

※ 下線は今回の区域指定（変更）の事由の対象となる施設を示す。

※ 区域は、内閣総理大臣告示において図面に示す部分に限る **特別注視区域 1 箇所**、注視区域 2 箇所

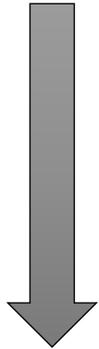
※ 防衛イノベーション科学技術研究所は、既存の「衛生学校、艦艇装備研究所、ニューサンノー米軍センター」の区域内に所在するため、区域を変更（名称の変更、区域の拡大）

※ 防府北基地は、4回目の区域指定において「活動拠点（自衛隊）」を指定の事由として、防府送信所の周辺区域と併せてその周囲を注視区域（「防府北基地、防府送信所」）に指定済みであるが、同基地は「警戒監視・情報機能（自衛隊）」を有する特定重要施設となったため、同基地の周囲を特別注視区域に変更する。

5回目の指定に係るスケジュール

令和6年12月23日

第10回土地等利用状況審議会
(5回目の指定の候補を提示)



関係地方公共団体へ区域図(案)を送付
意見聴取(約1か月間)

令和7年2月頃

意見聴取結果の整理

爾後

関係行政機関の長と協議
第11回土地等利用状況審議会

5回目の区域指定等の内閣総理大臣告示
(官報掲載)

(参考) これまでの区域指定の状況

(参考)

	区域 (※1)		防衛関係施設			海上保安庁 関係施設 (※2)	原子力 関係施設	空港	国境離島 (領海基線周辺) ※離島の数	
	特別 注視区域	注視区域		自衛隊施設	米軍施設					
1回目 告示：R4.12 施行：R5.2	58	29	29	15	15	-	4	-	-	25
2回目 告示：R5.7 施行：R5.8	161	40	121	50	50	-	8	1	1	58 (※3)
3回目 告示：R5.12 施行：R6.1	180	46	134	213	207	6	-	3	6	-
			(※4) 12	15	15	-	-	-	-	-
4回目 告示：R6.4 施行：R6.5	184	33	151	231	186	45	4	19	2	2
			(※4) 4	7	4	3	-	-	-	-
合計	583	148	435	509	458	51	16	23	9	85
			(※4) 16	22	19	3	-	-	-	-

(※1) 施設・離島の数と区域の数は一致しない

(※2) 法第二条第二項に定める海上保安庁の施設及び

法第二条第三項に定める国境離島等における領海警備等の活動拠点

(※3) 対馬については1回目でカウント

(※4) 特別注視区域の要件に該当するが、経済的社会的観点から注視区域として指定した区域

(参考) 区域指定の基本的な考え方

- 注視区域及び特別注視区域の指定は、基本方針の内容に照らし、以下の「指定の事由」に該当する重要施設（特定重要施設）又は国境離島等（特定国境離島等）であるかを判断する。
- なお、調査や、機能阻害行為に対する勧告・命令を行うという点において、注視区域及び特別注視区域に差はない。

指定の事由	注視区域	特別注視区域
重要施設 （特定重要施設）	（防衛関係施設） ①部隊等の活動拠点となる施設 ②部隊等の機能支援を行う施設 ③装備品の研究開発等を行う施設 ④我が国の防衛に直接関連する研究を行う施設	⑪指揮中枢機能又は司令部機能を有する施設 ⑫警戒監視・情報機能を有する施設 ⑬防空機能を有する施設 ⑭離島に所在する施設 (※2)
	⑤海上保安庁の施設 (管轄する海域をめぐる情勢が緊迫していると認められるもの)	—
	（生活関連施設） ⑥原子力関係施設 ⑦空港 (自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設)	—
国境離島等 (※1) （特定国境離島等）	⑧国境離島 （領海基線の周辺） ⑨国境離島 （領海警備等の活動拠点等の周辺） ⑩有人国境離島地域離島 (⑨に該当するものを除く) （領海警備等の活動拠点等の周辺）	⑮無人の国境離島

(※1)我が国が現に保全・管理を行っている国境離島等のうち、原則として、国及び地方公共団体以外の者が所有する土地が所在するものに限る

(※2)経済的社会的観点からの留意事項を踏まえ注視区域にする場合がある

(参考) 重要土地等調査法に関する経緯について

令和3年6月23日	<u>公布(6月16日成立)</u>
令和4年6月1日	一部施行 内閣府に新執行部局(政策統括官(重要土地担当))を設置
9月16日	<u>基本方針・政令の閣議決定、政令・内閣府令の公布</u>
9月20日	<u>全面施行</u>
12月27日	初回の区域指定の内閣総理大臣告示(官報掲載)
令和5年2月1日	初回の区域指定(58箇所)の施行
7月12日	2回目の区域指定の内閣総理大臣告示(官報掲載)
8月15日	2回目の区域指定(161箇所)の施行
12月11日	3回目の区域指定の内閣総理大臣告示(官報掲載)
令和6年1月15日	3回目の区域指定(180箇所)の施行
4月12日	4回目の区域指定の内閣総理大臣告示(官報掲載)
5月15日	4回目の区域指定(184箇所)の施行
	<u>概ね区域指定を完了</u>



指定区域において土地等利用状況調査等を実施中

(参考) 区域指定の概要

令和4年12月から令和6年4月にかけて、計**583箇所**(※)の区域(特別注視区域:148箇所、注視区域:435箇所)を指定

(※)施設・離島の数と区域の数は一致しない

① 国境離島

無人の国境離島: 29島 (例: 鳥島、鴛島、北硫黄島、沖ノ御前島、臥蛇島)
有人の国境離島: 56島 (例: 八丈島、佐渡島、伊豆大島、母島、対馬、奄美大島、沖縄島、西表島)
(領海基線の周辺)

② **海上保安庁関係**(※): 16施設 (例: 奄美海上保安部、壱岐海上保安署、第十一管区海上保安本部、那覇海上保安部、名護海上保安署、中城海上保安部、石垣海上保安部、宮古島海上保安部)

(※) 法第二条第二項に定める海上保安庁の施設及び同条第三項に定める国境離島等における領海警備等の活動拠点

③ 防衛関係施設

自衛隊施設: 458施設 (例: 根室分屯基地、札幌駐屯地、千歳基地(北海道)、青森駐屯地(青森)、仙台駐屯地(宮城)、入間基地(埼玉)、習志野高射教育訓練場(千葉)、硫黄島航空基地、防衛省市ヶ谷庁舎、朝霞駐屯地、練馬駐屯地、府中基地(東京)、厚木航空基地(神奈川)、小松基地(石川)、守山駐屯地(愛知)、伊丹駐屯地(兵庫)、呉地方総監部(広島)、徳島航空基地(徳島)、対馬防備隊、佐世保地方総監部(長崎)、健軍駐屯地(熊本)、那覇基地、石垣駐屯地、与那国駐屯地(沖縄))

米軍施設: 51施設 (例: 三沢飛行場(青森)、横田飛行場(東京)、横須賀海軍施設(神奈川)、経ヶ岬通信所(京都)、岩国飛行場(山口)、嘉手納飛行場、普天間飛行場、キャンプ・シュワブ(沖縄))

④ **原子力関係施設**: 23施設 (例: リサイクル燃料備蓄センター(青森)、福島第二原子力発電所(福島)、柏崎刈羽原子力発電所(新潟)、美浜発電所(福井)、原子燃料工業(株)熊取事業所(大阪)、島根原子力発電所(島根)、伊方発電所(愛媛)、玄海原子力発電所(佐賀)、川内原子力発電所(鹿児島))

⑤ **空港**: 9施設 (新千歳空港、秋田空港、山形空港、新潟空港、名古屋飛行場、八尾空港、福岡空港、熊本空港、那覇空港)

周知・広報の取組

- 地方公共団体・関係業界団体等と連携しながら、周知・広報を実施。
- あわせて、コールセンターにおいて、住民や事業者からの個別の問合せに対応。

内閣府 ホームページ



- 法令・基本方針のほか、指定区域図(ウェブ地図)や届出の様式等を掲載。
- オンライン届出を受け。
- 制度や運用手続の概要に関する動画を掲載。



【HP】 【動画】



SNS

LINE



X



Facebook



- 区域の指定や施行をタイムリーに情報発信。
- 自治体のSNSも活用したお知らせを実施。

リーフレット



- 機能阻害行為や届出を含む法制度全般について網羅的に解説。
- 関係各所(自治体、登記所、不動産業界、登記関係士業)において、幅広く配布。
- 上記の内閣府ホームページでも、電子データを提供。

自治体・業界団体の 広報誌等



「内閣府重要土地」で検索



▲内閣府HP
https://www.cao.go.jp/tochi-chosa
または
0570-001-125

自治体等の広報誌や町内会の回覧等に、記事の掲載やお知らせペーパーの折り込みを行い、住民等にお知らせ。

(根室市の例)

重要土地ウェブ地図の公開

- 重要土地等調査法に基づく注視区域の区域図（※）について、届出を行う者の利便性向上を目的とし、重要土地ウェブ地図を公開。
- 内閣府ホームページからアクセスできるウェブ地図上に区域範囲を示し、区域名称の表示や、表示範囲の移動、拡大、縮小、住所からの検索などの操作を通じて、簡便に注視区域の範囲を閲覧・確認できるようになっている。

※ 内閣府にて縦覧に供することに加え、内閣府HPにおいてPDF形式で公開中



重要土地ウェブ地図の表示イメージ

